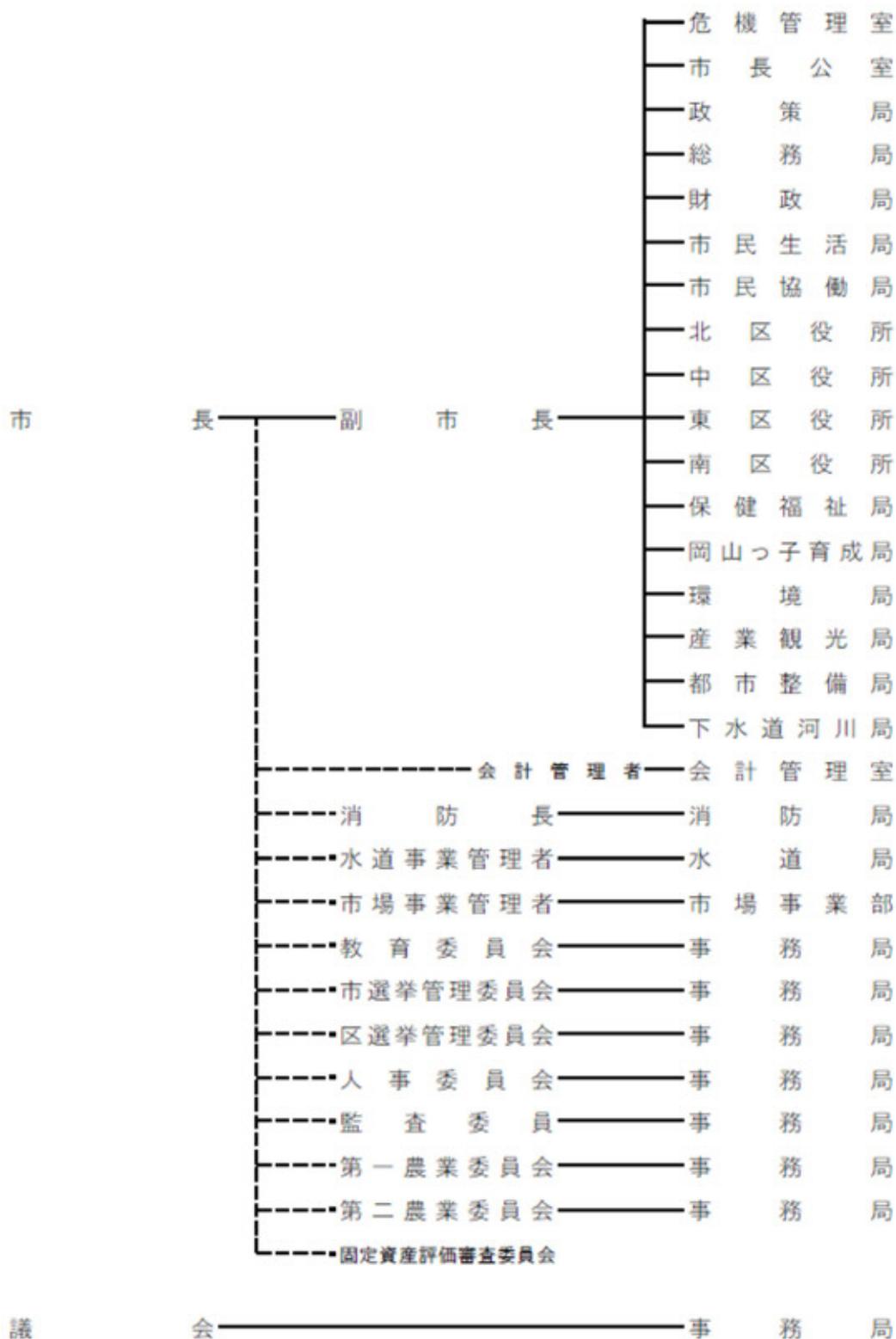
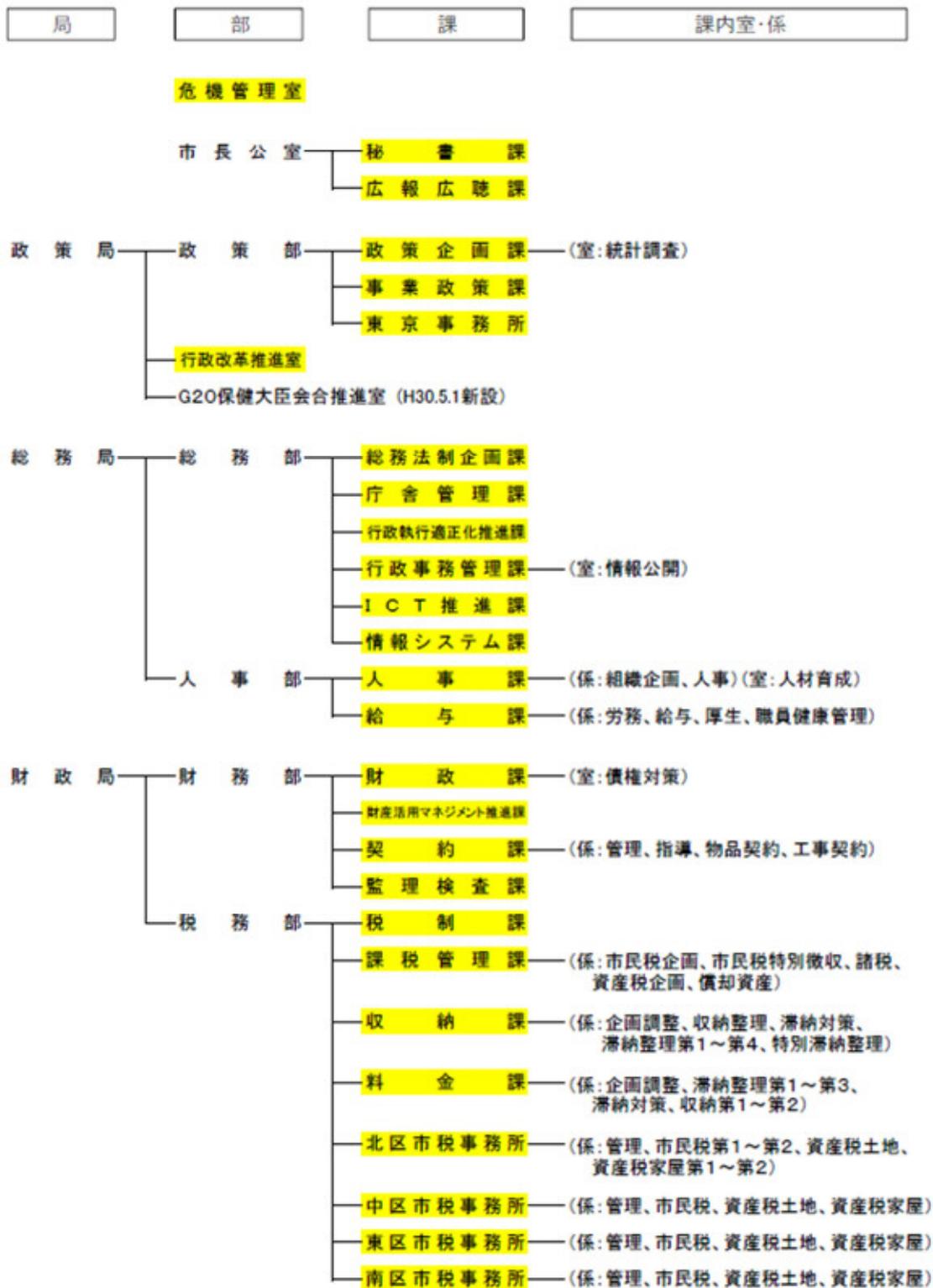


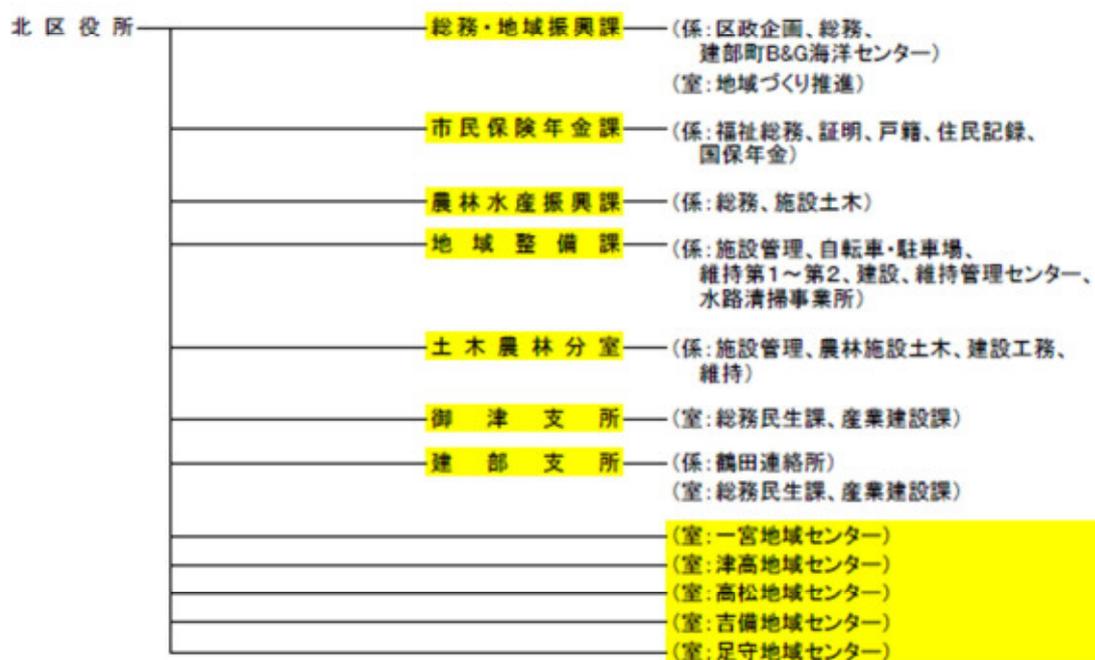
参考資料（平成30年度岡山市行政機構図）

平成30年度岡山市行政機構図

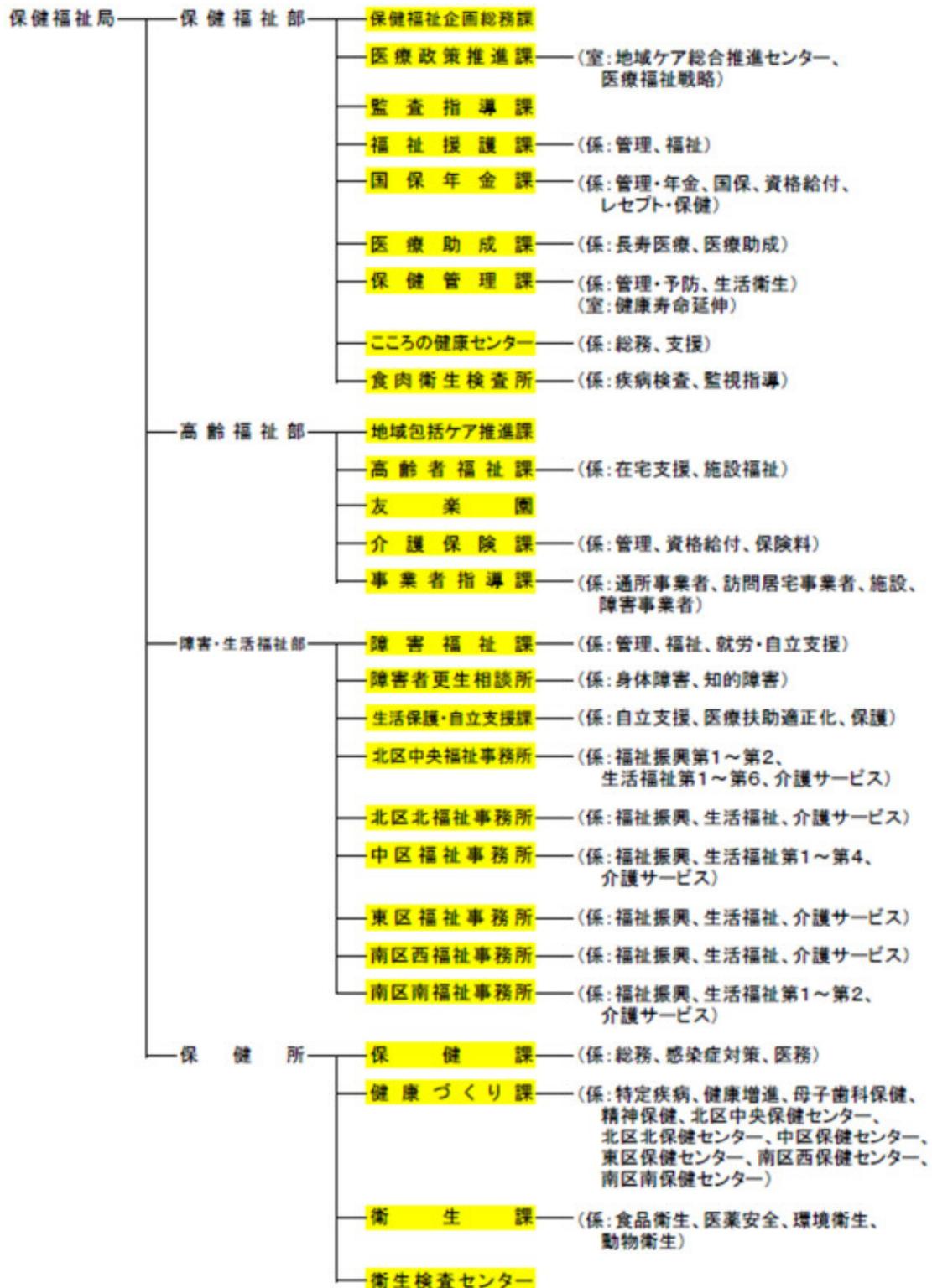
H30.5.1

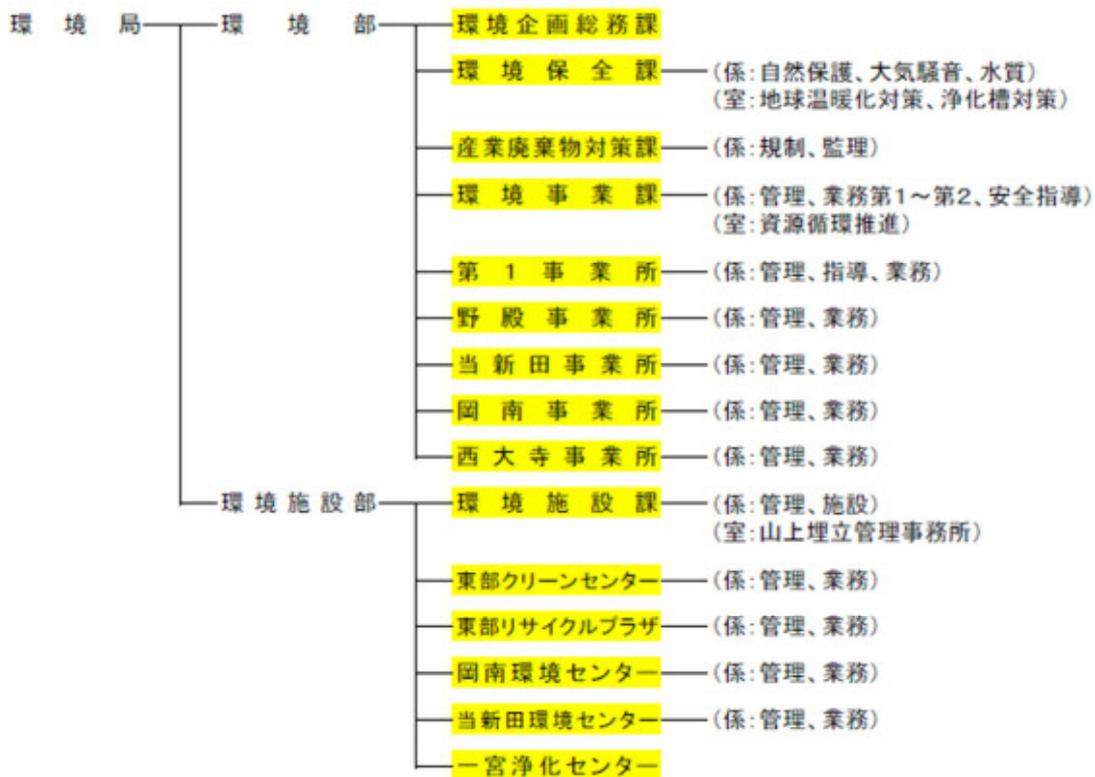


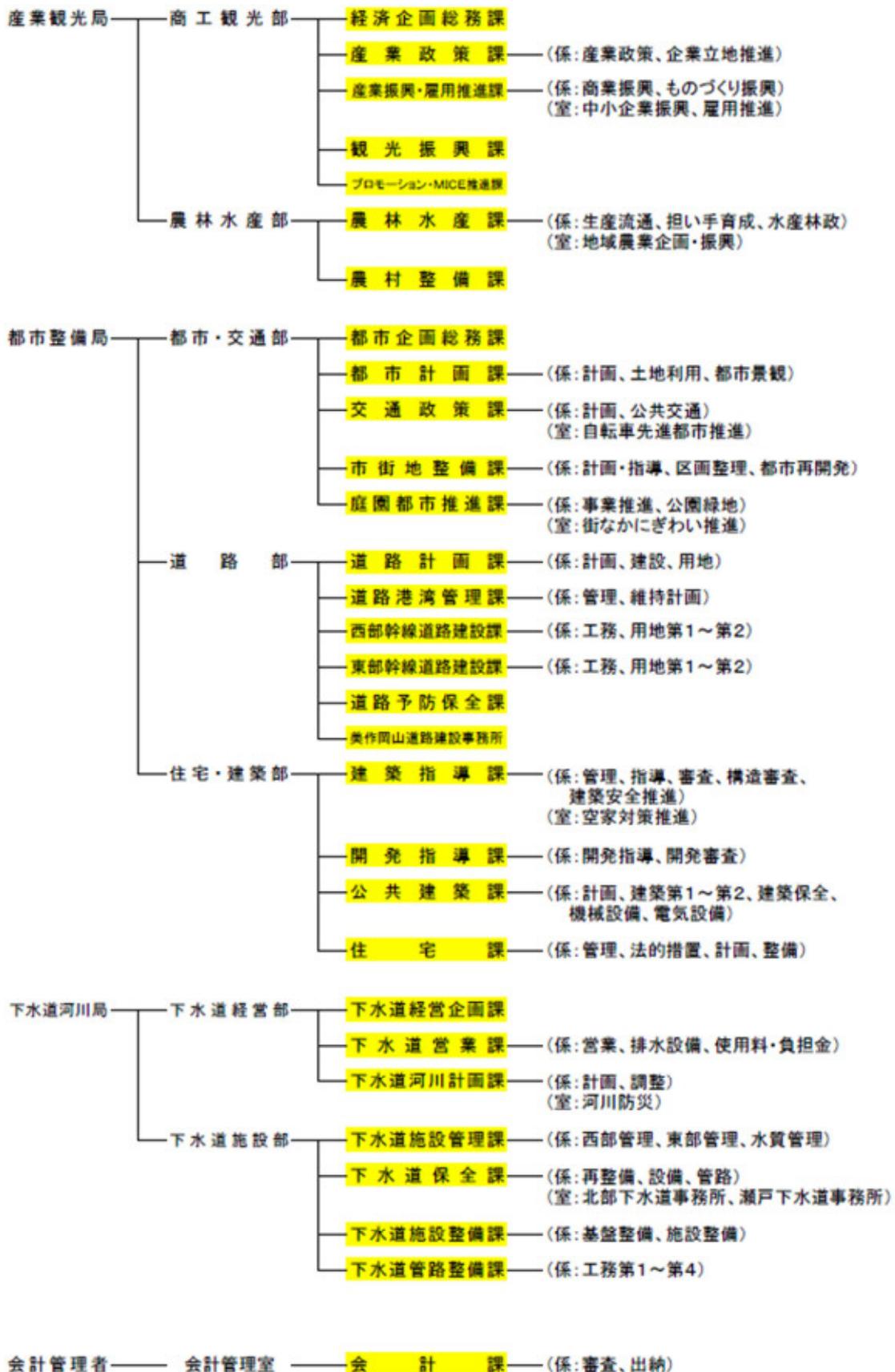






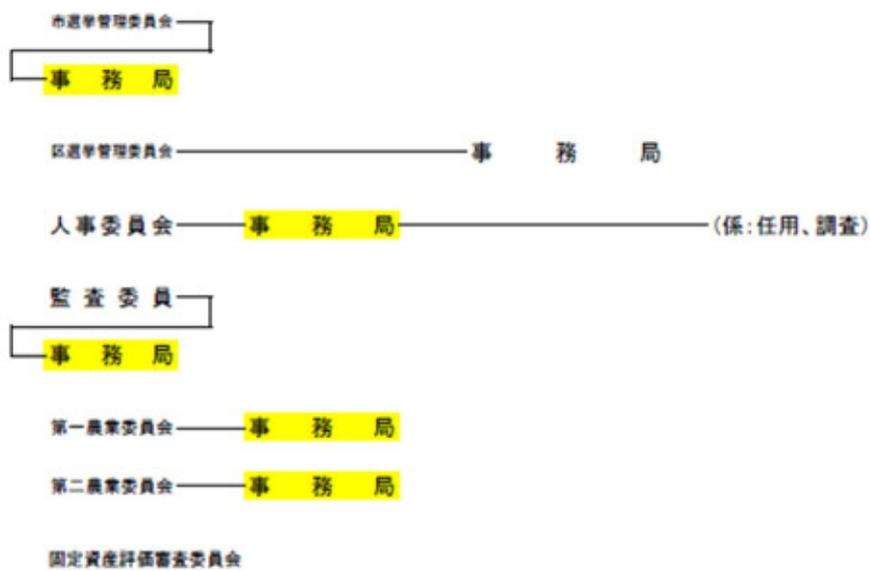
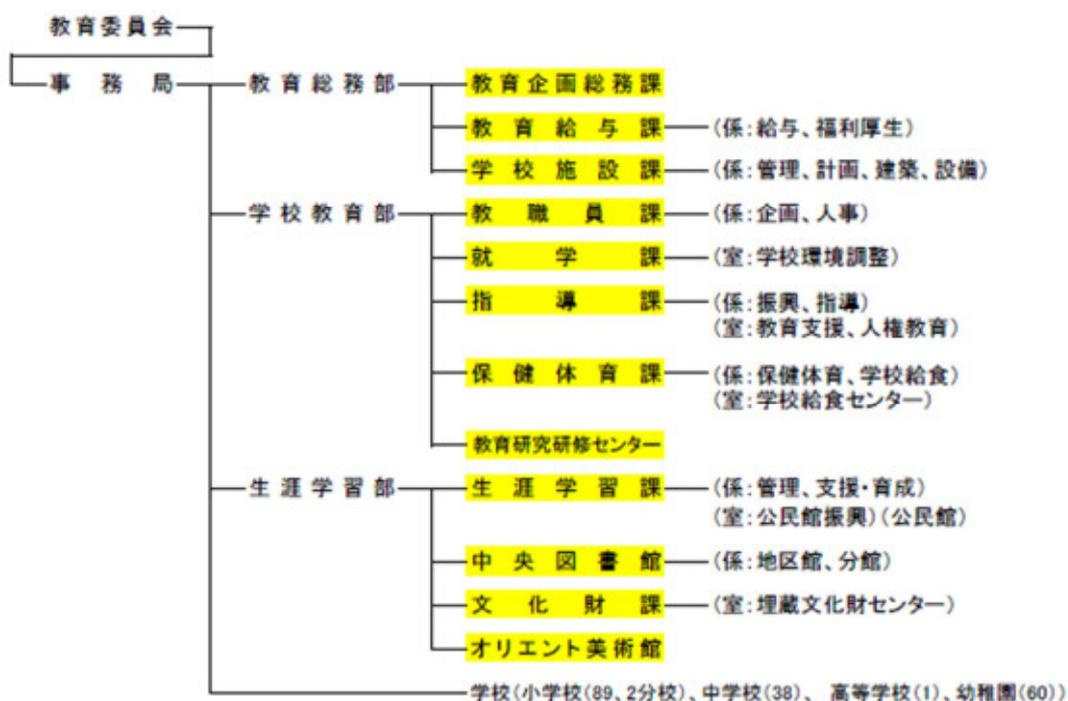








市場事業管理者 ———— 市場事業部



※本行政機構図は、局、部、課、課内室、係に相当する組織を含み、組織間の関係性を示すものです。

参考資料（主な参照法令等）

民法（抜粋）

地方自治法（抜粋）

地方自治施行令（抜粋）

国税徴収法（抜粋）

地方税法（抜粋）

岡山市債権管理条例

岡山市債権管理条例施行規則

岡山市市税条例（抜粋）

岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例（抜粋）

岡山市会計規則（抜粋）

岡山市文書取扱規程（抜粋）

民法（抜粋）

（時効の援用）

第 145 条 時効は，当事者が援用しなければ，裁判所がこれによって裁判をすることができない。

（時効の利益の放棄）

第 146 条 時効の利益は，あらかじめ放棄することができない。

（時効の中断事由）

第 147 条 時効は，次に掲げる事由によって中断する。

- 一 請求
- 二 差押え，仮差押え又は仮処分
- 三 承認

（時効の中断の効力が及ぶ者の範囲）

第 148 条 前条の規定による時効の中断は，その中断の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ，その効力を有する。

（裁判上の請求）

第 149 条 裁判上の請求は，訴えの却下又は取下げの場合には，時効の中断の効力を生じない。

（支払督促）

第 150 条 支払督促は，債権者が民事訴訟法第三百九十二条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは，時効の中断の効力を生じない。

（和解及び調停の申立て）

第 151 条 和解の申立て又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）若しくは家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）による調停の申立ては，相手方が出頭せず，又は和解若しくは調停が調わないときは，一箇月以内に訴えを提起しなければ，時効の中断の効力を生じない。

（破産手続参加等）

第 152 条 破産手続参加，再生手続参加又は更生手続参加は，債権者がその届出を取り下げ，又はその届出が却下されたときは，時効の中断の効力を生じない。

（催告）

第 153 条 催告は，六箇月以内に，裁判上の請求，支払督促の申立て，和解の申立て，民事調停法若しくは家事事件手続法による調停の申立て，

破産手続参加，再生手続参加，更生手続参加，差押え，仮差押え又は仮処分をしなければ，時効の中断の効力を生じない。

（差押え，仮差押え及び仮処分）

第 154 条 差押え，仮差押え及び仮処分は，権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは，時効の中断の効力を生じない。

第 155 条 差押え，仮差押え及び仮処分は，時効の利益を受ける者に対してしないときは，その者に通知をした後でなければ，時効の中断の効力を生じない。

（承認）

第 156 条 時効の中断の効力を生ずべき承認をするには，相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。

（消滅時効の進行等）

第 166 条 消滅時効は，権利を行使することができる時から進行する。

2 前項の規定は，始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために，その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし，権利者は，その時効を中断するため，いつでも占有者の承認を求めることができる。

（債権等の消滅時効）

第 167 条 債権は，十年間行使しないときは，消滅する。

2 債権又は所有権以外の財産権は，二十年間行使しないときは，消滅する。

（定期給付債権の短期消滅時効）

第 169 条 年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は，五年間行使しないときは，消滅する。

（法定利率）

第 404 条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは，その利率は，年五分とする。

（金銭債務の特則）

第 419 条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については，その損害賠償の額は，法定利率によって定める。ただし，約定利率が法定利率を超えるときは，約定利率による。

2 前項の損害賠償については，債権者は，損害の証明をすることを要しない。

3 第一項の損害賠償については，債務者は，不可抗力をもって抗弁とすることができない。

(詐害行為取消権)

第 424 条 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時において債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。

(詐害行為の取消しの効果)

第 425 条 前条の規定による取消しは、すべての債権者の利益のためにその効力を生ずる。

(詐害行為取消権の期間の制限)

第 426 条 第四百二十四条の規定による取消権は、債権者が取消しの原因を知った時から二年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

(不可分債務)

第 430 条 前条の規定及び次款(連帯債務)の規定(第四百三十四条から第四百四十条までの規定を除く。)は、数人が不可分債務を負担する場合について準用する。

(連帯債務者の一人に対する履行の請求)

第 434 条 連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対しても、その効力を生ずる。

(相対的効力の原則)

第 440 条 第四百三十四条から前条までに規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。

(使用者等の責任)

第 715 条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

(相続開始の原因)

第 882 条 相続は、死亡によって開始する。

(相続の一般的効力)

第 896 条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

(相続の承認又は放棄をすべき期間)

第 915 条 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。

2 相続人は、相続の承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることができる。

(相続の放棄の方式)

第 938 条 相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

(相続の放棄の効力)

第 939 条 相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。

(相続の放棄をした者による管理)

第 940 条 相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同様の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。

2 第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項及び第二項並びに第九百十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

（地方税）

第 223 条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

（督促、滞納処分等）

第 231 条の 3 分担金，使用料，加入金，手数料，過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

- 3 普通地方公共団体の長は、分担金，加入金，過料，法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

- 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前各項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 6 第三項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例によりした処分についての審査請求については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条の四の規定を準用する。
- 7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 9 普通地方公共団体の長は、第七項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 10 第七項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
- 11 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。
- 12 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。

（契約の履行の確保）

第 234 条の 2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

- 2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

（金銭債権の消滅時効）

第 236 条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないとき

は、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第百五十三条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（財産の管理及び処分）

第 237 条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で議会の議決による時又は同条第三項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。

（債権）

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

- 一 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権
 - 二 過料に係る債権
 - 三 証券に化体されている債権（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたもの及び社債，株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され，又は記録されたものを含む。）
 - 四 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権
 - 五 預金に係る債権
 - 六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
 - 七 寄附金に係る債権
 - 八 基金に属する債権
- （私人の公金取扱いの制限）

第 243 条 普通地方公共団体は，法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか，公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し，又は私人をして行なわせてはならない。

地方自治法施行令（抜粋）

（歳入の徴収又は収納の委託）

第 158 条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については，その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り，私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

一 使用料

二 手数料

三 賃貸料

四 物品売払代金

五 寄附金

六 貸付金の元利償還金

七 第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは，普通地方公共団体の長は，その旨を告示し，かつ，当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

3 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は，普通地方公共団体の規則の定めるところにより，その徴収し，又は収納した歳入を，その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を添えて，会計管理者又は指定金融機関，指定代理金融機関，収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

4 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において，必要があると認めるときは，会計管理者は，当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。

（契約保証金）

第 167 条の 16 普通地方公共団体は，当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

2 第百六十七条の七第二項の規定は，前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

（督促）

第 171 条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（強制執行等）

第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第七十一条の五の措置をとる場合又は第七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第 171 条の 3 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第七十一条の六第一項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第 171 条の 4 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人

の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第 171 条の 5 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。

三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第 171 条の 6 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であ

るため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第 171 条の 7 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

- 3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

国税徴収法（抜粋）

（差押の要件）

第 47 条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。

二 納税者が国税通則法第三十七条第一項各号（督促）に掲げる国税をその納期限（繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限）までに完納しないとき。

2 国税の納期限後前項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき国税通則法第三十八条第一項各号（繰上請求）の一に該当する事実が生じたときは、徴収職員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

3 第二次納税義務者又は保証人について第一項の規定を適用する場合には、同項中「督促状」とあるのは、「納付催告書」とする。

（給与の差押禁止）

第 76 条 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき二以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。

一 所得税法第百八十三条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第百九十条（年末調整）、第百九十二条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第二百十二条（非居住者等の所得に係る源泉徴収義務）の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額

二 地方税法第三百二十一条の三（個人の市町村民税の特別徴収）その他の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額

三 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十七条第一項（報酬からの保険料の控除）その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料（所得税法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）に相当する金額

四 滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（昭和二十五年法律第百

四十四号) 第十二条 (生活扶助) に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に应ずるものを勘案して政令で定める金額

五 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の百分の二十に相当する金額 (その金額が前号に掲げる金額の二倍に相当する金額をこえるときは、当該金額)

2 給料等に基き支払を受けた金銭は、前項第四号及び第五号に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となつた期間の日数のうちに差押の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押えることができない。

3 賞与及びその性質を有する給与に係る債権については、その支払を受けるべき時における給料等とみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、同項第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度の計算については、その支給の基礎となつた期間が一月であるものとみなす。

4 退職手当及びその性質を有する給与に係る債権 (以下「退職手当等」という。) については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。

一 所得税法第百九十九条 (退職所得に係る源泉徴収義務) 又は第二百十二条の規定によりその退職手当等につき徴収される所得税に相当する金額

二 第一項第二号及び第三号中「給料等」とあるのを「退職手当等」として、これらの規定を適用して算定した金額

三 第一項第四号に掲げる金額で同号に規定する期間を一月として算定したものの三倍に相当する金額

四 退職手当等の支給の基礎となつた期間が五年をこえる場合には、そのこえる年数一年につき前号に掲げる金額の百分の二十に相当する金額

5 第一項、第二項及び前項の規定は、滞納者の承諾があるときは適用しない。

(社会保険制度に基づく給付の差押禁止)

第 77 条 社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付 (確定給付企業年金法 (平成十三年法律第五十号) 第三十八条第一項 (老齢給付金の支給方法) の規定に基づいて支給される年金、確定拠出年金法 (平成十三年法律第八十八号) 第三十五条第一項 (老齢給付金の支給方法) (同法第七十三条 (企業型年金に係る規定の準用) において準用する場合を含む。) の規定に基づいて支給される年金その他政令で定める退職年金を含む。) に係る

債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付（確定給付企業年金法第三十八条第二項の規定に基づいて支給される一時金及び同法第四十二条（脱退一時金の支給方法）の規定に基づいて支給される脱退一時金、確定拠出年金法第三十五条第二項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される一時金その他政令で定める退職一時金を含む。）に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、前条の規定を適用する。

2 前項に規定する社会保険制度とは、次に掲げる法律に基づく保険、共済又は恩給に関する制度その他政令で定めるこれらに類する制度をいう。

一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）

四 恩給法（大正十二年法律第四十八号）（他の法律において準用する場合を含む。）

五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）

六 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

七 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

（交付要求の手続）

第 82 条 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、税務署長は、執行機関（破産法（平成十六年法律第七十五号）第百十四条第一号（租税等の請求権の届出）に掲げる請求権に係る国税の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所。第八十四条第二項（交付要求の解除）において同じ。）に対し、滞納に係る国税につき、交付要求書により交付要求をしなければならない。

2 税務署長は、交付要求をしたときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 第五十五条（質権者等に対する差押の通知）の規定は、交付要求をした場合について準用する。

（参加差押えの手続）

第 86 条 税務署長は、第四十七条（差押えの要件）の規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で次に掲げるものにつき既に滞納処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、第八十二条第一項（交付要求の手続）の交付要求書に代えて参加差押書を滞納処分をした行政機関等に交付してすることができる。

一 動産及び有価証券

二 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶

三 電話加入権

- 2 税務署長は、前項の交付要求（以下「参加差押え」という。）をしたときは、参加差押通知書により滞納者に通知しなければならない。この場合において、参加差押えをした財産が電話加入権であるときは、あわせて第三債務者にその旨を通知しなければならない。
- 3 税務署長は、第一項第二号に掲げる財産につき参加差押えをしたときは、参加差押えの登記を関係機関に嘱託しなければならない。
- 4 第五十五条（質権者等に対する差押えの通知）の規定は、参加差押えをした場合について準用する。

（参加差押えの効力）

第 87 条 参加差押えをした場合において、その参加差押えに係る財産につきされていた滞納処分による差押えが解除されたときは、その参加差押え（前条第一項第二号に掲げる財産について二以上の参加差押えがあるときは、そのうち最も先に登記されたものとし、その他の財産について二以上の参加差押えがあるときは、そのうち最も先にされたものとする。）は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める時に遡って差押えの効力を生ずる。

- 一 動産及び有価証券 参加差押書が滞納処分による差押えをした行政機関等に交付された時
- 二 不動産（次号に掲げる財産を除く。）、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶 参加差押通知書が滞納者に送達された時（参加差押えの登記がその送達前にされた場合には、その登記がされた時）
- 三 鉱業権 参加差押えの登録がされた時
- 四 電話加入権 参加差押通知書が第三債務者に送達された時

- 2 税務署長は、差し押さえた動産又は有価証券につき参加差押書の交付を受けた場合において、その動産又は有価証券の差押えを解除すべきときは、その動産又は有価証券を前項の規定により差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に引き渡さなければならない。差し押さえた自動車、建設機械又は小型船舶で第七十一条第三項（自動車、建設機械又は小型船舶の差押え）の規定により徴収職員が占有しているものについても、同様とする。
- 3 参加差押えをした税務署長は、その参加差押えに係る滞納処分による差押財産が相当期間内に換価に付されないときは、速やかにその換価をすべきことをその滞納処分をした行政機関等に催告することができる。
（換価する財産の範囲等）

第 89 条 差押財産（金銭、債権及び第五十七条（有価証券に係る債権の取立て）の規定により債権の取立てをする有価証券を除く。）又は次条第四項に規定する特定参加差押不動産（以下この節において「差押財産等」という。）は、この節の定めるところにより換価しなければならない。

2 差し押さえた債権のうち、その全部又は一部の弁済期限が取立てをしようとする時から六月以内に到来しないもの及び取立てをすることが著しく困難であると認められるものは、この節の定めるところにより換価することができる。

3 税務署長は、相互の利用上差押財産等を他の差押財産等（滞納者を異にするものを含む。）と一括して同一の買受人に買い受けさせることが相当であると認めるときは、これらの差押財産等を一括して公売に付し、又は随意契約により売却することができる。

（公売）

第 94 条 税務署長は、差押財産等を換価するときは、これを公売に付さなければならない。

2 公売は、入札又は競り売りの方法により行わなければならない。

（配当すべき金銭）

第 128 条 税務署長は、次に掲げる金銭をこの節の定めるところにより配当しなければならない。

一 差押財産又は特定参加差押不動産（次条第一項第三号及び第百三十六条（滞納処分費の範囲）において「差押財産等」という。）の売却代金

二 有価証券、債権又は無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭

三 差し押さえた金銭

四 交付要求により交付を受けた金銭

2 第八十九条第三項（換価する財産の範囲等）の規定により差押財産等（同条第一項に規定する差押財産等をいう。以下この項において同じ。）が一括して公売に付され、又は随意契約により売却された場合において、各差押財産等ごとに前項第一号に掲げる売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各差押財産等の見積価額に応じ

て^{あん}按分して得た額とする。各差押財産等ごとの滞納処分費の負担についても、同様とする。

（配当の原則）

第 129 条 前条第一項第一号又は第二号に掲げる金銭(以下「換価代金等」という。)は、次に掲げる国税その他の債権に配当する。

一 差押えに係る国税(特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあつては、特定参加差押えに係る国税)

二 交付要求を受けた国税、地方税及び公課(特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあつては、差押えに係る国税、地方税及び公課を含む。)

三 差押財産等に係る質権、抵当権、先取特権、留置権又は担保のための仮登記により担保される債権

四 第五十九条第一項後段、第三項又は第四項(引渡命令を受けた第三者等の権利の保護)(これらの規定を第七十一条第四項(自動車、建設機械又は小型船舶の差押え)において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は借賃に係る債権

2 前条第一項第三号又は第四号に掲げる金銭は、それぞれ差押え又は交付要求に係る国税に充てる。

3 前二項の規定により配当した金銭に残余があるときは、その残余の金銭は、滞納者に交付する。

4 換価財産上に担保のための仮登記がある場合における当該仮登記により担保される債権に対する配当については、仮登記担保契約に関する法律第十三条(優先弁済請求権)(同法第二十条(土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用)において準用する場合を含む。)の規定を準用する。

5 換価代金等が第一項各号に掲げる国税その他の債権の総額に不足するときは、税務署長は、第二章(国税と他の債権との調整)、第五十九条第一項後段、第三項及び第四項(これらの規定を第七十一条第四項において準用する場合を含む。)、前項並びに民法その他の法律の規定により配当すべき順位及び金額を定めて配当しなければならない。

6 第一項又は第二項の規定により国税に配当された金銭を国税(附帯税を除く。以下この項において同じ。)及びその延滞税又は利子税に充てるべきときは、その金銭は、まずその国税に充てなければならない。

(質問及び検査)

第 141 条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報

処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第百四十六条の二及び第百八十八条第二号において同じ。)を検査することができる。

一 滞納者

二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

四 滞納者が株主又は出資者である法人

(搜索の権限及び方法)

第 142 条 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。

二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。

3 徴収職員は、前二項の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

地方税法（抜粋）

（連帯納税義務）

第10条 地方団体の徴収金の連帯納付義務又は連帯納入義務については、民法第四百三十二条から第四百三十四条まで、第四百三十七条及び第四百三十九条から第四百四十四条までの規定を準用する。

第10条の2 共有物，共同使用物，共同事業，共同事業により生じた物件又は共同行為に対する地方団体の徴収金は，納税者が連帯して納付する義務を負う。

2 共有物，共同使用物，共同事業又は共同行為に係る地方団体の徴収金は，特別徴収義務者である共有者，共同使用者，共同事業者又は共同行為者が連帯して納入する義務を負う。

3 事業の法律上の経営者が単なる名義人であつて，当該経営者の親族その他当該経営者と特殊の関係のある個人で政令で定めるもの（以下本項において「親族等」という。）が事実上当該事業を営んでいると認められる場合においては，前項の規定の適用については，当該経営者と当該親族等とは，共同事業者とみなす。

（第二次納税義務の通則）

第11条 地方団体の長は，納税者又は特別徴収義務者の地方団体の徴収金を次条から第十一条の九まで又は第十二条の二第二項若しくは第三項の規定により第二次納税義務を有する者（以下「第二次納税義務者」という。）から徴収しようとするときは，その者に対し，納付又は納入すべき金額，納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載した納付又は納入の通知書により告知しなければならない。

2 第二次納税義務者が地方団体の徴収金を前項の納付又は納入の期限までに完納しないときは，地方団体の長は，第十三条の二の規定により繰上徴収をする場合を除き，その期限後二十日以内に納付又は納入の催告書を発して督促しなければならない。

3 第二次納税義務者の財産の換価は，その財産の価額が著しく減少するおそれがあるときを除き，第一項の納税者又は特別徴収義務者の財産を換価に付した後でなければ，することができない。

4 第二次納税義務者が第一項の告知，第二項の督促又はこれらに係る地方団体の徴収金に関する滞納処分につき出訴したときは，その訴の係属する間は，その財産の換価をすることができない。

5 次条から第十一条の九まで並びに第十二条の二第二項及び第三項の規定は、第二次納税義務者から第一項の納税者又は特別徴収義務者に対してする求償権の行使を妨げない。

(自動車等の売主の第二次納税義務)

第11条の9 第四百四十五条第二項に規定する自動車又は第四百四十二条の二第二項に規定する軽自動車等(以下本条において「自動車等」という。)の買主が当該自動車等に対して課する自動車税又は軽自動車税に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該自動車等の売主は、当該自動車等の譲渡価額として政令で定める額を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

2 道府県又は市町村は、自動車等の所在及び買主の住所又は居所が不明である場合において、当該自動車等の売主が当該自動車等の売買に係る代金の全部又は一部を受け取ることができなくなつたと認められるときは、当該受け取ることができなくなつたと認められる額を限度として、当該自動車等の売主の前項の規定による第二次納税義務に係る地方団体の徴収金の納付の義務を免除するものとする。

3 前項の規定は、自動車等の売主から同項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときに限り、適用する。

(繰上徴収)

第13条の2 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金(第三号に該当する場合においては、その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務であるものを除く。)でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる。

一 納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続(以下「強制換価手続」という。)が開始されたとき(仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第七十八号)第二条第一項(同法第二十条において準用する場合を含む。)の規定による通知がされたときを含む。)

二 納税者又は特別徴収義務者につき相続があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。

三 法人である納税者又は特別徴収義務者が解散したとき。

- 四 その納付し，又は納入する義務が信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に係る信託が終了したとき（信託法第百六十三条第五号に掲げる事由によつて終了したときを除く。）。
- 五 納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めないで当該地方団体の区域内に住所，居所，事務所又は事業所を有しないこととなる時（納税管理人を定めることを要しない場合を除く。）。
- 六 納税者又は特別徴収義務者が不正に地方団体の徴収金の賦課徴収を免れ，若しくは免れようとし，又は地方団体の徴収金の還付を受け，若しくは受けようとしたと認められたとき。
- 2 前項に規定する既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金とは，次に掲げるものとする。
- 一 納付又は納入の告知（第十一条第一項（これを準用する場合を含む。）の規定による告知を含む。）をした地方団体の徴収金
- 二 申告又は更正若しくは決定の通知があつた申告納付に係る地方税
- 三 特別徴収義務者が徴収した個人の市町村民税（これと併せて課する個人の道府県民税を含む。）
- 四 課税すべき売渡し又は消費その他の処分があつた道府県たばこ税及び市町村たばこ税
- 五 課税すべき行為又は事実があつた特別徴収の方法によつて徴収される道府県税及び市町村税
- 3 地方団体の長は，第一項の規定により繰上徴収をしようとするときは，その旨を納税者又は特別徴収義務者に告知しなければならない。この場合において，すでに納付又は納入の告知をしているときは，納期限の変更を告知しなければならない。
- （徴収猶予の要件等）

- 第15条 地方団体の長は，次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において，その該当する事実に基づき，納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し，又は納入することができないと認められるときは，その納付し，又は納入することができないと認められる金額を限度として，その者の申請に基づき，一年以内の期間を限り，その徴収を猶予することができる。
- 一 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき，震災，風水害，火災その他の災害を受け，又は盗難にかかつたとき。
- 二 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり，又は負傷したとき。
- 三 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し，又は休止したとき。

四 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。

五 前各号のいずれかに該当する事実と類する事実があつたとき。

2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者につき、当該地方団体に係る地方団体の徴収金の法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなつた日）から一年を経過した日以後にその納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき当該地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、当該地方団体の徴収金の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

3 地方団体の長は、前二項の規定による徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

4 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて二年を超えられない。

5 地方団体の長は、前項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予期間の延長に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

（徴収猶予の申請手続等）

第 15 条の 2 徴収の猶予（前条第一項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、同項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を

- 一時に納付し，又は納入することができない事情の詳細，当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に，当該該当する事実を証するに足りる書類，財産目録，担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し，これを当該地方団体の長に提出しなければならない。
- 2 徴収の猶予（前条第二項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は，当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に納付し，又は納入することができない事情の詳細，当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に，財産目録，担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し，これを当該地方団体の長に提出しなければならない。
- 3 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は，徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し，又は納入することができないやむを得ない理由，徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に，財産目録，担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し，これを当該地方団体の長に提出しなければならない。
- 4 第一項又は前項の規定により添付すべき書類（地方団体の条例で定める書類を除く。）については，これらの規定にかかわらず，前条第一項（第一号，第二号又は第五号（同項第一号又は第二号に該当する事実に関連する事実に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による徴収の猶予（以下この項及び第十五条の九第一項において「災害等による徴収の猶予」という。）又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において，当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると地方団体の長が認めるときは，添付することを要しない。
- 5 地方団体の長は，第一項から第三項までの規定による申請書の提出があつた場合には，当該申請に係る事項について調査を行い，徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長をし，又は徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長を認めないものとする。
- 6 地方団体の長は，第一項から第三項までの規定による申請書の提出があつた場合において，これらの申請書についてその記載に不備があるとき，又はこれらの申請書に添付すべき書類についてその記載に不備があるとき，若しくはその提出がないときは，当該申請書を提出した者に対

して当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出を求めることができる。

7 地方団体の長は、前項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める場合においては、その旨を記載した書面により、これを当該申請書を提出した者に通知するものとする。

8 第六項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、前項の規定による通知を受けた日から当該地方団体の条例で定める期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、当該申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。

9 地方団体の長は、第一項から第三項までの規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書を提出した者について前条第一項、第二項又は第四項の規定に該当すると認められるときであつても、次の各号のいずれかに該当するときは、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認めないことができる。

一 第十五条の三第一項第一号に掲げる場合に該当するとき。

二 当該申請書を提出した者が、次項の規定による質問に対して答弁せず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 不当な目的で徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき。

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類する場合として当該地方団体の条例で定める場合に該当するとき。

10 地方団体の長は、第五項の規定による調査をするため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その徴税吏員に、当該申請書を提出した者に質問させ、又はその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

11 前項の規定により質問又は検査を行う徴税吏員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

12 第十項の規定による地方団体の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(徴収猶予の通知)

第 15 条の 2 の 2 地方団体の長は、徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたときは、その旨、猶予をする金額、猶予をする期間その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

2 地方団体の長は、前条第一項から第三項までの規定による申請書の提出があつた場合において、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認めないときは、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

(徴収猶予の効果)

第 15 条の 2 の 3 地方団体の長は、徴収の猶予をしたときは、当該徴収の猶予をした期間内は、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金について、新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）をすることができない。

2 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産があるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請により、その差押えを解除することができる。

3 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産のうち果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しくは無体財産権等（国税徴収法第七十二条第一項に規定する無体財産権等をいう。第十六条の四第十項において同じ。）があるときは、第一項の規定にかかわらず、その取得した果実又は第三債務者等から給付を受けた財産で金銭以外のものについて滞納処分を執行し、その財産に係る換価代金等（同法第二百九条第一項に規定する換価代金等をいう。第十九条の四第四号において同じ。）を当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金に充てることができる。

4 前項の場合において、同項の第三債務者等から給付を受けた財産のうち金銭があるときは、第一項の規定にかかわらず、当該金銭を当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金に充てることができる。

(徴収猶予の取消し)

第 15 条の 3 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、地方団体の長は、当該徴収の猶予を取り消し、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができる。

一 第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者が当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を当該徴収の猶予を受けた期間内に完納することができないと認められるとき。

- 二 第十五条第三項又は第五項の規定により分割して納付し、又は納入することを認めた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき（地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。
 - 三 当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金につき提供された担保について地方団体の長が第十六条第三項の規定により行つた求めに応じないとき。
 - 四 新たに当該徴収の猶予に係る当該地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（新たに当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権（地方自治法第二百四十条第一項に規定する債権をいう。第十五条の六第二項において同じ。）に係る債務の不履行が生じたときを含み、地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。
 - 五 偽りその他不正な手段により当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされ、その申請に基づき当該徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたことが判明したとき。
 - 六 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により当該徴収の猶予を継続することが適当でないとき認められるとき。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、これらに類する場合として当該地方団体の条例で定める場合に該当するとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により徴収の猶予を取り消す場合には、第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実があるときを除き、あらかじめ、当該徴収の猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。
 - 3 地方団体の長は、第一項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨を当該徴収の猶予の取消しを受けた者に通知しなければならない。（修正申告等に係る道府県民税、市町村民税又は事業税の徴収猶予）
- 第 15 条の 4 地方団体の長は、次の各号に掲げる場合において、当該各号の申告書、修正申告書若しくは更正に係る道府県民税及び事業税の額の合計額又は第一号若しくは第二号の申告書若しくは更正に係る市町村民税の額が政令で定める金額に満たないときは、これらの税額につき、偽りその他不正の行為により道府県民税、市町村民税又は事業税を免れた場合その他政令で定める場合を除き、当該申告書若しくは修正申告書を提出した日後又は当該更正に係る納期限後最初に到来する道府県民税、市町村民税又は事業税（本条の規定によつてその徴収を猶予されるもの

を除く。)に係る納付に関する期限まで、その徴収を猶予するものとする。

一 二以上の道府県又は市町村において事務所又は事業所を有する法人が第五十三条第二十二項又は第三百二十一条の八第二十二項の規定による申告書を提出した場合

二 前号の法人が第五十五条第一項若しくは第三項又は第三百二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正（第五十八条又は第三百二十一条の十四の規定による修正に基づくものに限る。）を受けた場合

三 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人が第七十二条の三十三第二項又は第三項の規定による修正申告書を提出した場合

2 前項の規定の適用を受けようとする法人は、同項の申告書若しくは修正申告書又は更正に係る税額の納期限までに、その事務所又は事業所所在の地方団体の長に対し、総務省令で定める届出書を提出しなければならない。

(職権による換価の猶予の要件等)

第15条の5 地方団体の長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予又は第十五条の六第一項の規定による換価の猶予（以下この章において「申請による換価の猶予」という。）を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年を超えることができない。

一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき。

2 第十五条第三項から第五項までの規定は、前項の規定による換価の猶予（以下この章において「職権による換価の猶予」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条 第三項	金額	金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）
	ことができる	ものとする
第十五条 第四項	当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その	その
第十五条 第五項	ことができる	ものとする

（職権による換価の猶予の手續等）

第15条の5の2 地方団体の長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類の提出を求めることができる。

2 地方団体の長は、前条第二項において読み替えて準用する第十五条第四項の規定により職権による換価の猶予をした期間を延長する場合において、必要があると認めるときは、当該職権による換価の猶予を受けた者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類の提出を求めることができる。

3 第十五条の二の二第一項の規定は、職権による換価の猶予について準用する。

（職権による換価の猶予の効果等）

第15条の5の3 地方団体の長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

2 第十五条の二の三第三項及び第四項並びに第十五条の三第一項（第五号を除く。）及び第三項の規定は、職権による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条 の二の三 第三項	第一項の規定にかかわらず、その	その
---------------------	-----------------	----

第十五条 の二の三 第四項	第一項の規定にかかわ らず，当該	当該
第十五条 の三第一 項	次の	第十五条の五第一項の規定に該当 しないこととなつた場合又は次の
第十五条 の三第一 項第二号	第十五条第三項	第十五条の五第二項において読み 替えて準用する第十五条第三項

(申請による換価の猶予の要件等)

第15条の6 地方団体の長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が当該地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、当該地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内にされたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

2 前項の規定は、当該申請に係る地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金（次の各号に掲げるものを除く。）の滞納がある場合（当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権に係る債務の不履行がある場合を含む。）その他申請による換価の猶予をすることが適当でない場合として当該地方団体の条例で定める場合には、適用しないことができる。

一 徴収の猶予又は申請による換価の猶予を申請中の地方団体の徴収金
二 徴収の猶予，職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予を受けている地方団体の徴収金（第十五条の三第一項第四号（前条第二項又は第十五条の六の三第二項において準用する場合を含む。）に該当し、徴収の猶予，職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予が取り消されることとなる場合の当該地方団体の徴収金を除く。）

3 第十五条第三項から第五項までの規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条 第三項	金額	金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）
	ことができる	ものとする
第十五条 第五項	ことができる	ものとする

（申請による換価の猶予の申請手続等）

第15条の6の2 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、当該申請による換価の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細、納付又は納入が困難である金額、当該申請による換価の猶予を受けようとする期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。

2 前条第三項において準用する第十五条第四項の規定により申請による換価の猶予をした期間の延長を申請しようとする者は、申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由、申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。

3 第十五条の二第五項から第九項まで及び第十五条の二の二の規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条の二第五項及び第六項	第一項から第三項まで	第十五条の六の二第一項又は第二項
第十五条の二第九項	第一項から第三項まで	第十五条の六の二第一項又は第二項

	前条第一項，第二項又は第四項	第十五条の六第一項又は同条第三項において準用する前条第四項
第十五条の二第九項第一号	第十五条の三第一項第一号	第十五条の六の三第二項において準用する第十五条の三第一項第一号
第十五条の二第九項第二号	次項の規定による	徴税吏員の
	又は同項の規定による	又は
第十五条の二の二第二項	前条第一項から第三項まで	第十五条の六の二第一項又は第二項

(申請による換価の猶予の効果等)

第15条の6の3 地方団体の長は、申請による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

2 第十五条の二の三第三項及び第四項並びに第十五条の三第一項及び第三項の規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条の二の三第三項	第一項の規定にかかわらず，その	その
第十五条の二の三第四項	第一項の規定にかかわらず，当該	当該
第十五条の三第一項第二号	第十五条第三項	第十五条の六第三項において読み替えて準用する第十五条第三項

(滞納処分の停止の要件等)

第15条の7 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
- 3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。
- 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
- 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。
- (滞納処分の停止の取消)

第15条の8 地方団体の長は、前条第一項各号の規定により滞納処分の執行を停止した後三年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。

- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行の停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

第15条の9 災害等による徴収の猶予若しくは第十五条の七第一項の規定による滞納処分の執行の停止をした場合又は事業の廃止等による徴収の猶予（徴収の猶予のうち災害等による徴収の猶予以外のものをいう。以下この項において同じ。）若しくは職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予をした場合には、その猶予又は停止をした地方税に係る延滞金額のうち、それぞれ、当該災害等による徴収の猶予若しくは執行の停止をした期間に対応する部分の金額に相当する金額又は当該事業の廃止等による徴収の猶予若しくは職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予をした期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限る。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額は、免除する。ただし、第十五条の三第一項（第十五条の五の三第二項及び第十五条の六の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は前条第一項の規定による取消しの基因となるべき事実が

生じた場合には，その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については，地方団体の長は，その免除をしないことができる。

- 2 徴収の猶予，職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をした場合において，納税者又は特別徴収義務者が次の各号のいずれかに該当するときは，地方団体の長は，その猶予をした地方税に係る延滞金（前項の規定による免除に係る部分を除く。）につき，猶予した期間（当該地方税を当該期間内に納付し，又は納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると地方団体の長が認める場合には，猶予の期限の翌日から当該やむを得ない理由がなくなつた日までの期間を含む。）に対応する部分の金額でその納付又は納入が困難と認められるものを限度として免除することができる。

一 納税者又は特別徴収義務者の財産の状況が著しく不良で，納期又は弁済期の到来した他の地方団体に係る地方団体の徴収金，国税，公課又は債務について軽減又は免除をしなければ，その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において，その軽減又は免除がされたとき。

二 納税者若しくは特別徴収義務者の事業又は生活の状況によりその延滞金額の納付又は納入を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

- 3 第二十条の九の三第五項ただし書の規定により徴収を猶予した場合には，その猶予をした地方税に係る延滞金につき，その猶予をした期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限るものとし，前二項の規定により延滞金の免除がされた場合には，当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額は，免除する。

- 4 地方団体の長は，滞納に係る地方団体の徴収金の全額を徴収するために必要な財産につき差押えをした場合又は納付し，若しくは納入すべき地方団体の徴収金の額に相当する担保の提供を受けた場合には，その差押え又は担保の提供に係る地方税を計算の基礎とする延滞金につき，その差押え又は担保の提供がされている期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限るものとし，前三項の規定により延滞金の免除がされた場合には，当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額を限度として，免除することができる。

（担保の徴取）

第 16 条 地方団体の長は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額、期間その他の事情を勘案して担保を徴する必要がない場合として当該地方団体の条例で定める場合は、この限りでない。

一 国債及び地方債

二 地方団体の長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券

三 土地

四 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械

五 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾 運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団

六 地方団体の長が確実と認める保証人の保証

2 前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る地方団体の徴収金につき差し押さえた財産があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。

3 地方団体の長は、第一項の規定により担保を徴した場合において、担保財産の価額若しくは保証人の資力の減少その他の理由により猶予に係る金額の納付若しくは納入を担保することができないと認めるとき、又は第十五条の二の三第二項、第十五条の五の三第一項若しくは第十五条の六の三第一項の規定により差押えを解除したときは、納税者又は特別徴収義務者に対し、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を求めることができる。

4 前三項に定めるもののほか、担保の提供について必要な事項は、政令で定める。

（過誤納金の還付）

第 17 条 地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金（以下本章において「過誤納金」という。）があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならない。

（過誤納金の充当）

第 17 条の 2 地方団体の長は、前条の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた地方団体の徴収金（その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に係る過誤納金である場合にはその納付し、又は納入する義務が当該信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に限るものとし、その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債

務である地方団体の徴収金に係る過誤納金でない場合にはその納付し、又は納入する義務が信託財産限定責任負担債務である地方団体の徴収金以外の地方団体の徴収金に限る。以下この条において同じ。）があるときは、前条の規定にかかわらず、過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならない。

2 道府県が第四十八条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により当該道府県の個人の道府県民税と併せて徴収した個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金又は市町村が第四十一条第一項の規定により当該市町村の個人の市町村民税と併せて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者の過誤納金があるときは、道府県知事又は市町村長は、当該過誤納金をそれぞれ当該道府県又は市町村の地方団体の徴収金に係る過誤納金とみなして、それぞれ当該納税者又は特別徴収義務者の納付し、又は納入すべきこととなつた道府県又は市町村の地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 前二項の場合において、その地方団体の徴収金のうちに延滞金があるときは、その過誤納金は、まず延滞金の額の計算の基礎となる地方税に充当しなければならない。

4 前三項の規定による充当は、政令で定める充当をするに適することとなつた時にさかのぼつてその効力を生ずる。

5 地方団体の長は、第一項から第三項までの規定による充当をしたときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

（地方税の消滅時効）

第18条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に定める日）の翌日から起算して五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

一 第十七条の五第二項又は前条第一項第一号、第二号若しくは第四号若しくは同条第三項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金 第十七条の五第二項の更正若しくは決定があつた日又は前条第一項第一号の裁決等があつた日、同項第二号の決定、裁決若しくは判決があつた日若しくは同項第四号の更正若しくは決定があつた日若しくは同条第三項各号に定める日

二 督促手数料又は滞納処分費 その地方税の徴収権を行使することができる日

2 前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3 地方税の徴収権の時効については、この款に別段の定があるものを除き、民法の規定を準用する。

(時効の中断及び停止)

第 18 条の 2 地方税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の地方団体の徴収金につき、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に定める期間を経過した時から更に進行する。

一 納付又は納入に関する告知 その告知に指定された納付又は納入に関する期限までの期間

二 督促 督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して十日を経過した日（同日前に第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じた場合において、差押えがされた場合には、そのされた日）までの期間

三 交付要求 その交付要求がされている期間（この法律においてその例によるものとされる国税徴収法第八十二条第二項の規定による通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。）

2 前項第三号の規定により時効が中断された場合には、その交付要求に係る強制換価手続が取り消されたときにおいても、なお時効中断の効力は、失われぬ。

3 地方税の徴収権で、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税（当該地方税に係る延滞金及び加算金を含む。以下本項において同じ。）に係るもの時効は、当該地方税の前条第一項に規定する法定納期限の翌日から起算して二年間は、進行しない。ただし、当該法定納期限の翌日から同日以後二年を経過する日までの期間内に次の各号に掲げる処分又は行為があつた場合においては当該各号に掲げる処分又は行為の区分に応じ当該処分又は行為に係る部分の地方税ごとに当該各号に定める日の翌日から、当該法定納期限までに当該処分又は行為があつた場合においては当該処分又は行為に係る部分の地方税ごとに当該法定納期限の翌日から進行する。

一 納付又は納入に関する告知（延滞金及び加算金に係るものを除く。）
当該告知に係る文書が発せられた日

二 申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出 当該申告書が提出された日

4 地方税の徴収権の時効は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に係る部分の地方団体の徴収金につき、その猶予がされている期間内は、進行しない。

5 地方税についての地方税の徴収権の時効が中断し、又は当該地方税が納付され、若しくは納入されたときは、その中断し、又は納付され、若しくは納入された部分の地方税に係る延滞金についての地方税の徴収権につき、その時効が中断する。

(市町村民税に係る督促)

第 329 条 納税者（特別徴収の方法によつて市町村民税を徴収される納税者を除く。以下本款において同様とする。）又は特別徴収義務者が納期限（第三百二十一条の十一又は第三百二十八条の九の規定による更正又は決定があつた場合においては、不足税額又は不足金額の納期限をいい、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下市町村民税について同様とする。）までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 第十五条の四第一項の規定によつて徴収猶予をした市町村民税に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を発することができない。

3 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(市町村民税に係る督促手数料)

第 330 条 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(市町村民税に係る滞納処分)

第 331 条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。
- 3 市町村民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。
- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。
- 6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
- 7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

（徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権）

- 第 353 条 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号、第三百九十六条第一項、第三百九十六条の二第一項第六号並びに第三百九十七条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。
- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
 - 二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

- 三 前二号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者
- 2 前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本項及び第三百九十六条第二項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項及び第三百九十六条第二項において同じ。）及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。
- 3 第一項の場合においては、当該徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
- 5 固定資産税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第三百七十三条第七項の定めるところによる。
- 6 第一項又は第四項の規定による市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（所得税又は法人税に関する書類の閲覧等）

第 354 条の 2 市町村長が固定資産税の賦課徴収について、政府に対し、固定資産税の納税義務者で所得税若しくは法人税の納税義務があるものが政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該納税義務者の所得税若しくは法人税に係る課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。この場合において、政府が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を閲覧させ、又は記録させるときは、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定める基準に従つて行うものとする。

岡山市債権管理条例

(目的等)

第1条 この条例は、債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、債権の管理の適正化を図り、もって市民負担の公平の確保及び円滑な行財政運営に資することを目的とする。

2 債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 債権 金銭の給付を目的とする市の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項各号に掲げる債権を除く。）をいう。
- (2) 強制徴収債権 債権のうち、法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収債権 債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

(市長等の責務)

第3条 市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）は、法令又は条例若しくは規則等（規則又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）の定めるところにより、債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第4条 市長等は、債権を適正に管理するため、規則等で定める事項を記載した台帳を整備しなければならない。

(督促)

第5条 市長等は、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は条例で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(滞納処分等)

第6条 市長等は、強制徴収債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の規定によりこれを行わなければな

らない。

(強制執行等)

第7条 市長等は、非強制徴収債権について、第5条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第10条の規定による徴収停止の措置をとる場合又は第11条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない債権(第1号に該当する債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第8条 市長等は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第11条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第9条 市長等は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、債権を保全するために必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第10条 市長等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。
(履行延期の特約等)

第11条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であ

るとき。

- 2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第12条 市長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（放棄）

第13条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債務につきその責任を免れたとき。
- (2) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、当該相続財産の価額が強制執行した場合の費用並びに当該債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと認められるとき。
- (3) 第7条に規定する強制執行等の措置又は第9条に規定する債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されない当該債権

について、当該措置が終了したときにおいて、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(4) 第10条の規定による徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。

(5) 消滅時効について時効の援用を要する債権について、消滅時効に係る時効期間を経過したとき（債務者が時効の援用をしない特別な理由があるときを除く。）。

(6) 債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認められる場合において、相当の期間を経過しても弁済することができる見込みがないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

岡山市債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市債権管理条例(平成28年市条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳の記載事項)

第2条 条例第4条に規定する規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体
にあっては代表者の氏名
- (3) 債権の金額
- (4) 債権の発生年度
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(督促)

第3条 条例第5条に規定する督促は、法令及び条例に定めのあるもののほか、納期限後20日までに行うものとする。

2 前項の督促に指定すべき期限は、督促状を発した日から起算して10日とする。

(条例第7条の相当の期間)

第4条 条例第7条の相当の期間は、1年を超えない期間とする。

(条例第10条の相当の期間)

第5条 条例第10条の相当の期間は、1年を超えない期間とする。

(条例第13条第1項第4号の相当の期間)

第6条 条例第13条第1項第4号の相当の期間は、3年とする。

(条例第13条第1項第6号の相当の期間)

第7条 条例第13条第1項第6号の相当の期間は、3年とする。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

岡山市市税条例（抜粋）

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第6条の2 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第3項に規定する徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）又は同条第5項に規定する徴収の猶予期間の延長（以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る金額をその期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限、各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限、各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収猶予の申請手続等）

第6条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができ

ない事情の詳細

- (2) 納付し，又は納入すべき徴収金の年度，種類，納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては，分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
 - (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え，かつ，猶予期間が3月を超える場合には，提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類，数量，価額，所在（その担保が保証人の保証であるときは，保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは，その事情）
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は，次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え，かつ，猶予期間が3月を超える場合には，地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は，次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収金を一時に納付し，又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は，第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は，次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度，種類，納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し，又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第6条の4 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予又は同条第2項において準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予期間の延長に係る金額をその期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第6条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第6条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第6条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予期間の延長に係る金額をその期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第6条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第6条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限

又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第6条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第6条の3第1項第6号に掲げる事項

(2) 第6条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第7条 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 猶予に係る金額が100万円以下である場合

(2) 猶予期間が3月以内である場合

(3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、分担金，使用料，手数料及び過料その他の市の歳入（以下「収入金」という。）を納期限までに納付しない者がある場合において，地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3の規定に基づいて行う督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関し必要な事項を定めるものとする。

（督促）

第2条 収入金を定期内に納めないものがあるときは，納期限後20日までに期限を指定して督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状に指定すべき期間は，その発付の日から10日とする。

第3条 削除

（滞納処分）

第4条 収入金の督促を受けた者がその指定期限までに収入金を完納しない場合においては，督促状の指定期限後60日目までに滞納処分に着手しなければならない。

（延滞金）

第5条 第2条の規定によつて督促状を発した場合においては，納期限の翌日から収入金完納の日までの期間の日数に応じ，年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については，年7.3パーセント）の割合をもつて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収しなければならない。なお，延滞金の額を計算する場合において，その計算の基礎となる徴収金に1,000円未満の端数があるとき又はその徴収金の全額が2,000円未満であるときは，その端数金額又はその全額を切り捨てる。ただし，延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき，又はその全額が1,000円未満であるときは，その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（年当りの割合の基礎となる日数）

第6条 前条に定める延滞金の額の計算につき同条に定める年当りの割合は，閏じゆん年の日を含む期間についても，365日当りの割合とする。

2 前項に定める年当りの割合に関する規定は，貸付金の償還その他私法上の収入金の利息及び延滞金並びに還付金その他市の交付金に付する利息の計算についても，これを適用する。

（延滞金の減免）

第7条 第5条の規定によつて延滞金を納付しなければならないもののうち

収入金を納期限までに納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認められた場合は、これを減免することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (省略)

岡山市会計規則（抜粋）

（歳入の調定）

第34条 課長は、歳入の調定をするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、その金額、所属年度、歳入科目、納入の請求事由、納期又は納期限及び納付場所の正誤を確認しなければならない。

2 市税延滞金等あらかじめ調定することができない歳入については、当該歳入金が収納されたときに調定をしなければならない。

3 課長は、歳入の調定をするときは、速やかに財務会計システムを用いて処理しなければならない。

4 過誤その他の事由により調定の変更をするときは、前項に準じて処理しなければならない。

（納入通知書等の発行）

第37条 納税通知書及び納入通知書により収入すべきものは、納入義務者の住所氏名、金額、所属年度、歳入科目、請求の事由、納期又は納期限及び納付場所等を示して、遅くとも納期末日又は納期限の10日前までに納入義務者に交付しなければならない。ただし、納税通知書及び納入通知書発行後直ちに納入するものについては、そのつど発行することができる。

2 納入書、納付書及び返納通知書によって収入すべきものは、前項の規定に準じて処理しなければならない。

3 前2項の規定によりがたい収入にあつては、口頭、掲示その他の方法によつて納入の通知をすることができる。

（不納欠損処分のお知らせ）

第43条の2 課長は、収入未済金に係る権利について、時効が完成し、又は権利の放棄を行つたときは、速やかに財務会計システムを用いて処理しなければならない。

岡山市文書取扱規程（抜粋）

（文書作成義務）

第 3 条 事案を処理する場合は，原則として文書を作成しなければならない。

（文書整理の原則）

第 53 条 文書は，常に整理し，紛失，盗難，損傷等を防止するとともに，重要なものについては，非常災害時に際して支障がないよう，あらかじめ適当な措置を講じておかなければならない。

2 作成・施行された文書は的確に整理・保管し，必要に応じて目的のものを迅速に取り出して利用できるように集中管理しなければならない。

3 未完結文書（決裁又は閲覧等の事案の処理がまだ完結していない文書をいう。）は常にその所在を明らかにし，整理し，担当者以外の者でも当該文書の所在及び処理状況を知ることができるようにしておかなければならない。

岡山市包括外部監査人

池田曜生

平成 31 年 3 月

発行部数 250 部